

姉妹都市災害時相互支援協定

寒河江市と寒川町は、いずれかの区域において災害が発生した場合、被災市町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の支援体制について、次のとおり協定を締結する。

(支援の種類)

第1条 支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (4) 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受け入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(支援要請の手続き)

第2条 支援を受けようとする市町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により支援を要請し、その後速やかに支援要請文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種類及び状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる支援を要請する場合にあっては物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる支援を要請する場合にあっては、職員の種類別人員
- (4) 支援場所及び支援場所への経路
- (5) 支援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(自主支援)

第3条 被災市町の支援要請がない場合であっても収集した情報に基づき必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、支援を行うことができるものとする。

(連絡責任者)

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 寒河江市生活環境課長
- (2) 寒川町環境経済部町民生活課長

(指揮権)

第5条 支援活動に従事する支援職員等は、被災市町の災害対策本部長等の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 支援に要する経費は、原則として支援を行う市町の負担とする。

(資料の交換)

第7条 この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、両市町が協議して決定するものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成8年2月29日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年2月29日

寒川町長

藤沢 隆一



寒河江市長

佐藤 誠六

